



応募期間:平成 28 年 7 月 15 日(金)~8 月 31 日(水)

第9期三島ブランド募集!!

三島らしい特産品などを「三島ブランド」として認定します。

三島商工会議所では全国へ誇れる三島の特産品などを発信していくために、平成21年度より「三島ブランド認定事業」を行っております。現在51品目を認定しており、三島ブランドフェアの開催や各種イベント・商談会への参加などを通じて「三島ブランド」を広くPRしております。

応募資格

- ◆三島市内において活動している個人・法人・団体なら誰でも応募できます。
※自薦・他薦は問いません。

応募対象

- ◆1 三島市を感じさせる素材、製法、技術等を用いた「産品」「製品」「サービス」
- ◆2 三島市において生産、収穫、加工された「農林水産物」
- ◆3 三島の特徴ある文化財、催し、ビジネスモデル
- ◆4 その他三島らしさを感じさせるもの

応募方法

三島商工会議所ホームページに掲載されている「三島ブランド認定申請書」をダウンロードし必要事項をご記入の上、添付書類とともに三島商工会議所にご提出下さい。

〈添付書類〉

会社案内や該当製品カタログなどのPR資料、あるいは申請に関する紹介記事(ホームページ・新聞・雑誌・書籍等の写し等)をご提出下さい。

〈注意事項〉

申請書は「商品・製品用」「景観・催し物用」の2種類があります。該当する申請書にて応募して下さい。なお、ホームページからダウンロードできない場合は当所にお問合せ下さい。

申請料・認定料

- ◆申請料：1品目につき 5,000円
※申請料は審査結果に因らずご負担頂きます。
- ◆認定料：1品目につき 30,000円

選考基準

- ◆1 三島市で生産され、三島の素材・名勝・歴史が活かされていること。
- ◆2 三島が連想される取り組みやキーワードがあり、三島のPRに繋がる物語が感じられるもの。
- ◆3 独自性・独創性があり、事業の広がりや新たな需要を喚起できるもの。
- ◆4 生産者・製造者のこだわりがあり、品質が確かなもの。
- ◆5 一年以上の販売実績があること。(商品製品のみ)

選考方法

- ◆認定審査会を9月28日(水)に三島商工会議所にて実施します。学識経験者や三島商工会議所が選任した委員など幅広い分野の方が審査委員として審査を致します。
- ◆審査に当たり、申請者は申請品に対するプレゼンテーションを行っていただきます。

審査結果

9月28日(水)に実施する審査会後に審査結果を申請者に通知致します。

認定期間

- ◆ 認定の有効期間は認定日から3年間です。
- ◆ 有効期限後も継続して認定を希望する場合は、所定の更新申請書を提出して頂きます。選考委員会にて更新審査を行い、審査後3年間有効とします。
- ◆ 認定更新時に認定を取り消された場合は、取り消し日からその効力は消滅します。

認定の扱い・特典

- ◆ 1 認定に対して、三島ブランド認定証を交付します。
- ◆ 2 生産物や製品等へ三島ブランドのロゴを表示できます。
- ◆ 3 三島ブランドフェアなど三島ブランド独自のイベントを開催するとともに、各種イベントへの出店を優先的にご案内します。
- ◆ 4 三島ブランド認定品をセットにしたお中元・お歳暮販売を実施しています。
- ◆ 5 認定については広く消費者に周知するため、マスコミへの積極的な情報提供を行うとともに、各種イベント・商談会等へ参加し広くPRします。
* これまでに商談会で商談が成立した事例がございます。
また、今後、三島ブランド認定事業所と取引を考えているといった事例もあります。

申請における注意事項

以下の条件は必ず満たして頂きます。

- ◆ 1 法令基準、業界での製造基準、表示基準をクリアしている。
- ◆ 2 他の特許品又は商標登録品の模倣品でない。
- ◆ 3 製造・販売について、法令による許可または許可を必要とするものは、許可を得ている。
- ◆ 4 食品衛生法、計量法、不当景品類及び不当表示法、観光土産品の表示に関する公正競争規則等の関係法令に違反しない。
- ◆ 5 ものづくりに関わらない単なる流通上の代理店、取扱店の申請品ではない。
- ◆ 6 名称・意匠は当地に因むものであり、その素材・手法・アイデア等に実態がある。
- ◆ 7 各種イベントや商談会に積極的に協力する。

三島ブランドの主な活動

- ◆ 三島ブランドセット販売



- ◆ 商談会等でPR



◆三島ブランド

特産品や観光資源など三島らしい地域産品を三島商工会議所が厳選して認定しております。現在、51品目が認定されています。

◆三島ブランドロゴ

3つの輪が重なって連なる形は、農・商・工が互いに影響しあい、絡みあっている様子を表現しています。

〈応募先・お問い合わせ先〉
三島商工会議所
まちづくり課

〒411-8644
三島市一番町 2-29
TEL:055-975-4441
FAX:055-972-2010
info@mishima-cci.or.jp
http://www.mishima-cci.or.jp/